

○浜松市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則

平成24年3月30日

浜松市規則第52号

改正 平成27年3月31日浜松市規則第60号

平成28年3月31日浜松市規則第54号

平成30年3月31日浜松市規則第37号

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者及び法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定等、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年改正前介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の指定の更新等、法第94条第1項の規定による介護老人保健施設並びに法第107条第1項の規定による介護医療院の開設の許可等について必要な事項を定める。（平27規則60・一部改正）

（指定等の標示）

第2条 法第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項若しくは第58条第1項又は旧介護保険法第53条第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するよう努めなければならない。

2 法第94条第1項及び第107条第1項の規定による開設の許可を受けた者は、その旨を当該許可に係る施設の見やすい場所に標示するよう努めなければならない。

（平27規則60・平28規則54・一部改正）

（指定特定施設入居者生活介護事業所の指定の変更申請）

第3条 省令第126条の13の申請書には、同条各号に掲げる事項のほか、市長が必要があると認める事項を記載しなければならない。

（指定居宅サービス事業所等の特例等に係る別段の申出）

第4条 省令第129条、第130条、第130条の5、第131条の11の9、第140条の17の6、第140条の20、第140条の21及び第140条の28の2の申出書には、同条各号に掲げる事項のほか、市長が必要であると認める事項を記載しなければならない。

（変更の届出等）

第5条 省令第131条第1項、第131条の13第1項、第133条第1項、第135条、第137条第1項、第140条の2の2第1項、第140条の22第1項、第140条の30第1項及び第140条の37第1項並びに平成18年改正前介護保険法施行規則第140条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に必要な書類を添えて行わなければならない。

- (1) 届出者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業所又は施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 変更した事項及びその内容
- (4) 変更した年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

2 省令第131条第3項、第131条の13第3項、第133条第2項、第137条第2項、第140条の2の2第2項、第140条の22第3項、第140条の30第3項及び第140条の37第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業所又は施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 再開した年月日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

3 省令第131条第4項、第131条の13第4項、第133条第3項、第137条第3項、第140条の2の2第3項、第140条の22第4項、第140条の30第4項及び第140条の37第3項の規定による届出は、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業所又は施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 廃止又は休止の別
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

（指定の辞退）

第6条 法第78条の8及び第91条並びに平成18年改正前介護保険法第113条の規定による指定の辞退は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 指定を辞退する年月日
- (4) 指定を辞退する理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

（介護老人保健施設及び介護医療院の変更許可の申請）

第7条 法第94条第2項及び第107条第2項の規定による変更の許可の申請は、それぞれ省令第136条第1項又は第138条第1項の申請書に必要な書類を添えて行わなければならない。

（介護老人保健施設及び介護医療院の管理者の承認申請）

第8条 法第95条第1項又は第2項及び第109条第1項又は第2項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書により行わなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 施設の管理者になろうとする者の氏名及び住所
- (4) 申請の理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

（平27規則60・一部改正）

（介護老人保健施設及び介護医療院の広告事項の許可申請）

第9条 法第98条第1項第4号及び第112条第1項第4号の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書により行わなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 許可を受けようとする事項
- (4) 公告の内容及び方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

（指定介護療養型医療施設の指定の変更申請）

第10条 平成18年改正前介護保険法施行規則第139条の申請書の様式は、同条各号

（第3号、第4号及び第8号を除く。）に掲げる事項のほか、市長が必要であると認める事項を記載しなければならない。

（指定介護予防支援の委託の届出）

第11条 省令第140条の35第1項の規定による届出は、同項各号に掲げる事項のほか、市長が必要であると認める事項を記載した届出書により行わなければならない。

2 省令第140条の35第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業所又は施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 変更しようとする事項及びその内容
- (4) 変更しようとする年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第12条 法第115条の32第2項第3号及び第4号に規定する介護サービス事業者に係る省令第140条の40第1項及び第3項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 届出者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 法115条の32第2項第3号又は第4号に掲げる区分の別
- (4) 前3項に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

2 法第115条の32第2項第3号及び第4号に規定する介護サービス事業者に係る同条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 変更した事項及びその内容
- (3) 変更した年月日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

（指定通所介護事業所等の設備の利用の開始の届出）

第13条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第95条第4項（第105条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成1

8年厚生労働省令第34号）第22条第4項（第37条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第40条の4第4項及び第44条第4項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第7条第4項の規定による届出は、これらの規定に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 事業所の名称、所在地及び連絡先

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（平27規則60・追加、平28規則54・一部改正）

（エックス線装置等の設置等の届出）

第14条 省令第140条の2の4において準用する医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第24条の2の届出書には、同条各号に掲げる事項のほか、市長が必要があると認める事項を記載しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 診療用エックス線診療室の平面図及び側面図

(2) 遮へい能力を有していることを明らかにする書類

3 省令第140条の2の4において準用する医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項の規定による届出（医療法施行規則第24条第12号に係るものに限る。）

は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

(1) 届出者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 施設の名称、所在地及び連絡先

(3) 装置等を備えなくなった理由

(4) 装置等を備えなくなった年月日

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（様式）

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な文書の様式は、別に定める。

（平27規則60・追加）

（細目）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平27規則60・旧第14条線下）

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 浜松市介護老人保健施設の開設許可等に関する規則（平成18年浜松市規則第47号）
 - (2) 浜松市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年浜松市規則第48号）
- 3 この規則の施行の日前に浜松市介護老人保健施設の開設許可等に関する規則及び浜松市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の規定によりされた手続その他の行為は、同日以後においては、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成27年3月31日浜松市規則第60号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日浜松市規則第54号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日浜松市規則第37号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号。以下「改正省令」という。）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第84条に規定する指定居宅療養管理指導に係る改正省令附則第2条に規定する看護職員が行うものについては、改正前の第1号様式及び第2号様式の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。